

**義務教育費国庫負担制度堅持、少人数学級の実現など教育予算確保・拡充と就学保障の充実に向けた意見書**

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しており、教育の機会均等と教育水準の維持・向上を図るためには、教職員の給与の一部を国が負担する義務教育費国庫負担制度を堅持していくことが重要である。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙解消が不可欠である。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校においては段階的に 35 人以下学級が実現することとなったものの、中学校・高校については検討にとどまっている上、教職員定数については、小学校高学年における教科担任制や 35 人学級の推進などのため 5,660 人の改善を行う一方で、児童数の減少に伴う自然減や配置の見直しなどでマイナス 8,326 人となっており、差し引きで 2,666 人の減となっている。きめ細やかな教育の推進に向け、少人数学級の実現と、教職員増が必要である。

令和 5 年 12 月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、令和 4 年度の要保護・準要保護援助率は、全国で 13.96%（約 7 人に 1 人）、北海道においては全国で 8 番目に高い 17.45%（約 6 人に 1 人）となっており、依然として厳しい実態にある。また、地方交付税措置されている教材教具や図書の整備状況についても自治体によって格差が生じている。

さらに、経済的な理由で進学・就学を断念する子どもがいる現状に鑑みると、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高等学校等就学支援金制度を拡充させていく必要がある。

これらのことから、国においては、義務教育費国庫負担制度堅持、少人数学級の実現、実効性のある教職員の超勤・多忙解消、就学保障の充実などに向け、次のとおり教育予算の確保・拡充を図るよう求める。

記

- 1 教育の機会均等・水準保障のため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 当面、中学校・高校へ「35 人以下学級」を拡大するとともに、次なる少人数学級の実現に向けて、小学校 1 年生から中学校 3 年生の学級編制標準を順次改定すること。また、教職員の超勤・多忙解消のため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現を図ること。
- 3 教材教具や学校図書の充実が図られるよう必要な支援を行うこと。
- 4 就学援助制度・給付型奨学金制度の更なる拡充、高等学校等就学支援金制度における所得制限の撤廃など、就学保障の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 25 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 あて